

陸別町障害者活躍推進計画

機関名	陸別町
任命権者	陸別町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
陸別町における障害者雇用に関する課題	陸別町においては、法定雇用障害者数は達成しているものの、実雇用率が法定雇用率を下回っている。
目標	
① 採用に関する目標	各年度、法定雇用障害者数を達成するよう、募集・採用する。 （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率 2.35%（法定雇用者数を満たしている） （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録等をもとに、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員に選任された者又は選任予定の者について、北海道労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○障害者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
① 職務環境	○相談窓口への相談や人事評価、面談等により必要な配慮等を把握し、その結果をもとに環境整備を検討し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
② 募集・採用	○障害特性に配慮した選考方法や職務選定を工夫し、知的障害者、精神障害者及び重度障害者の採用に努める。 ○本人からの要望を踏まえ、面接時における支援者等の同席や手話通訳者を配置した採用選考等、障害特性への配慮を行う。 ○募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
③ 働き方	○年次休暇や各種休暇の時間単位での取得を促進する。
④ 人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○人事評価・面談等を実施し、状況や体調への配慮を行う。 ○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方等の取り組みを行う。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、各年度において障害者就労施設等を対象とした調達を実施し、これまでの実績に限られることなく、その内容や調達先施設等の拡大を目指すことにより、障害者の活躍の場の拡大を推進する。